平成２９年（フ）第２９９号
神戸市東灘区本山南町９丁目５番１―503号、従前の住所神戸市兵庫区水木通８丁目２番２号　兼井マンション202
債務者　宮良有梨佳
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２０号
神戸市北区北五葉５丁目17番６号
債務者　岡田　　徹
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６号
福岡県直方市大字中泉1056番地、前住所福岡市博多区麦野４丁目40番18―203号
債務者　矢澤　恭平
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１８６号
名古屋市守山区大森２丁目2016番地　享栄ウエッジ
債務者　戸野部喜洋子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８３号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅１―10―501
債務者　山口　玉姫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
山口県下関市豊田町大字中村196番地５
債務者　藤井　範子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
青森県むつ市並川町７番65号
債務者　山本　　寿
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
神奈川県平塚市黒部丘12番39―２―202号　桃山コーポ
債務者　岩井　亮太
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１６号
神奈川県厚木市寿町３丁目12番13号　アーネスト・アツギ１Ｂ
債務者　田中　敦子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９号
青森市金沢５丁目16番18号
債務者　福浦　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
青森市大字野尻字今田２番地34　ＴＡＰシリーズ横内103号
債務者　佐々木康泰
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
神奈川県三浦郡葉山町長柄400番地　サンモール長柄102号室
債務者　木村慎太郎
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１９７号
神奈川県小田原市中曽根202番地　メゾンドール加藤302号室
債務者　安田　政勝
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２０２号
神奈川県秦野市曲松２丁目１番24号
債務者　野崎　哲士
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３０５号
名古屋市天白区平針南１丁目1917番地　平針住宅17街区37号
債務者　西田　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
広島県広島市安佐南区安東６丁目14番10号、前住所島根県雲南市加茂町加茂中992番地１
債務者　内部　澄子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
山口県防府市岩畠１丁目13番１号
債務者　阿部　香代
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係